

別紙 1

永年勤続被表彰者推薦要領（運営規則 第7章 表彰）

会員施設の職員等について、多年に亘って職務に尽力した者をその功績を讃え、前途を激励するため、以下の①から④の要領で次に該当する者の中から、正会員の推薦に基づき理事会が承認した者を定期総会において会長名で表彰する。

- ① 表彰者を推薦する場合は所定の用紙に必要事項を記入し協会に届け出る。
- ② 協会で審査の上、表彰者として内定した場合は、表彰確定者とする。また、下位の表彰を受賞した経験のある者でも上位の表彰を受賞することができる。
- ③ 勤続年数の算定に当たっては、当該年度の3月末日時点で勤続年数（非常勤を含む）を算定し、この時点で現職である職員を対象とし、定期総会において表彰を行う。また、表彰時点で会員施設であれば算定の対象とする。
- ④ 表彰者には表彰状と記念品を贈呈する。

1 理事長永年勤続表彰

年数の計算は、会員施設の法人における理事長在任期間を通算する。

(1) 理事長 10・20・30年勤続賞

会員施設を経営する法人の理事長の現職にあつて、通算して会員施設法人の理事長職を10・20・30年以上勤続した者

2 施設長永年勤続表彰

年数の計算は、会員施設における施設長在任期間を通算する。

(1) 施設長 10・20・30年勤続賞

会員施設の施設長の現職にあつて、施設長職を会員施設の施設において通算して10・20・30年以上勤続した者

3 職員永年勤続表彰

年数の計算は、会員施設における在職期間を通算する。

(1) 職員 10・20・30年勤続賞

会員施設の職員の現職にあつて、会員施設において10・20・30年以上勤続した者

4 協会表彰

年数の計算について、会長、副会長、常務理事、及び、理事、監事は、在任期間が中断している場合、過去の在任期間を通算する。協会の職員にあつては連続しての勤務についてのみ計算する。

- (1) 会長、副会長、常務理事（事務局長）の職務に通算して6年以上あつた者、理事・監事の職務に通算して10年以上あつた者
- (2) 顧問を6年以上勤められた者
- (3) 協会の職員として20年以上勤続した者

5 特別表彰

- (1) 協会の事業の協力者として功績のあつた者
- (2) 社会的に善行があり協会が認めた者
- (3) 上記各々の永年勤続表彰の対象者であつて、40年以上勤続した者。

推薦者 一般社団法人 東京都民間保育協会正会員

調書 別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5の推薦調書に必要事項を記入のうえ、下記あて送付ください。

〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-10-1 東京都大久保分庁舎 201
一般社団法人 東京都民間保育協会 事務局

選考 理事会にて被表彰者を決定。結果については被表彰者の施設へ通知いたします。

その他 推薦調書は、楷書でご記入ください。

問合せ先 一般社団法人 東京都民間保育協会 事務局
TEL 03-5287-5761